

教総第 44 号
教義第 175 号
教高第 154 号
教特第 92 号
教健第 108 号
令和5年5月1日

各県立学校長 様

教育総務課長
義務教育課長
高校教育課長
特別支援教育課長
健康体育課長

5類感染症への移行後の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策
について（通知）

このことについて、令和5年3月22日付け教総第487号、教高第1089号、教特第630号及び教健第1026号「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について（通知）」において、4月1日以降の県立学校における教育活動の留意点について、お知らせしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上、5類感染症に位置づけられることとなったことを受けて、文部科学省から別添のとおり通知がありました。

つきましては、5月8日以降の学校における感染症対策については、本通知を基に対応するようお願いいたします。

また、本通知に記載のない事項については『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）』（以下、「マニュアル」）を参考に対応願います。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても「家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じることが引き続き重要である。
 - (2) 一方、感染状況が落ち着いている平時においては、上記(1)以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

2 平時から求められる感染症対策に関すること

(1) 児童生徒等の健康観察について

学校内での感染拡大を防止するためには、保護者と連携した健康観察を通じて、児童生徒等の健康状態を把握し、当該児童生徒等の健康は勿論、他者への感染リスクを減らすことが重要である。

ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養することが重要であることから、児童生徒等の保護者に対して、周知・呼びかけを行う。

イ その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はない。

ウ 児童生徒等の健康状態を把握することは重要であるが、児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組や、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等を教職員が検温及び健康観察等を実施するといった取組は不要とする。

エ 登校時又は登校後に発熱等の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。その場合は、受診を勧め、受診状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。なお、児童生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めないものとする。

(2) 手洗い等の手指衛生の指導について

登校後、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんによる丁寧な手洗いをこまめに行うことや、タオルやハンカチ等は共用しないことを指導する（教職員、学校に出入りする関係者の間でも同様の対応を心掛ける。）。

(3) 咳エチケットの指導について

他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に咳エチケットを行うよう指導する。

(4) マスクの取扱いについて

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクの着用を推奨する。

基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう注意する。児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

(5) 学校給食等の食事をとる場面に関すること

児童生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食にあたっては飛沫を飛ばさないよう注意することとし、学校給食の場面において「黙食」は必要ない。

高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても同様とする。

(6) 清掃について

清掃による清潔な空間を保つこととし、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

(7) 抵抗力を高めることについて

身体全体の抵抗力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導する。

(8) 換気の確保について

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、換気は有効な感染症対策となることから、引き続き、換気の確保に取り組む。

気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けるなど換気に取り組む。空調設備を使用している場合も換気は必要なため、適切に行う。換気扇等の換気設備がある場合には、自然換気との併用に留意しながら常時運転する。

また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要である。

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、換気の日安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測（できる限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましいとされている）するなど、効果的な換気に取り組む。

換気方法については、必要に応じて学校薬剤師等と相談の上、適切に行う。

3 感染流行時における感染症対策に関すること

(1) マスクの取扱い

地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、マスクの着用を強いることのないよう注意する。

(2) 身体的距離の確保

授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられるが、その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

(3) 具体的な活動場面ごとの感染症対策

地域や学校において感染が流行している場合などには、各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の活動場面に応じて、一時的に、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する

など「マニュアル」の「第3章3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策」に示すような対策を講じる。

(4) 学校給食等の食事をとる場面に関すること

地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、上記(3)で述べた対策を講じる。

(5) 部活動に関すること

地域や学校において感染が流行している場合などには、以下の点に留意しながら活動を行うこと。

ア 一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること。

イ 一時的に、生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

ウ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が活動状況を確認すること。

エ 活動時間や休養日については「静岡県部活動ガイドライン」に準拠すること。

オ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技等はもとより、会場への移動や会食・宿泊時、会場での更衣室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意すること。

カ 練習試合や合同練習、合宿等については、地域の感染状況等を踏まえ、生徒及び保護者の理解を得た上で実施し、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大の防止に留意すること。

キ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず留意すること。

4 学校関係者の感染の対応等に関すること

(1) 感染状況の把握について

学校関係者の感染に対して速やかに対応するために、感染が判明した場合は必ず学校に報告するよう指導（長期休業中や家庭学習日等の登校しない日も同様）し、学校内の連絡体制を整備しておく。

(2) 児童生徒の感染が判明した場合について

ア 学校保健安全法第19条の規定に基づき当該児童生徒の出席停止の措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じるものとする。

イ 学校保健安全法施行規則（以下「施行規則」）の一部改正に伴い、出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。なお、施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されていない。

ウ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。

エ 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用される。

オ 感染者であった児童生徒等が学校に登校するにあたり、学校に陰性証明等を提出

する必要はなく、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書は求めないものとする。また、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ない。

カ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

キ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談の上、臨時休業を検討する。

| 休業範囲 | 内 容 |
|------|---|
| 学級閉鎖 | 次のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ②その他、学級閉鎖が必要と判断した場合 ※感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。 ※同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。 <学級閉鎖の期間> 5 日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。 |
| 学年閉鎖 | 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 |
| 学校全体 | 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合 |

ク 臨時休業を実施する場合は、児童生徒、保護者へ通知するとともに、県教育委員会へ報告する。

(3) 濃厚接触者の取扱い

令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行わない。なお、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

(4) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について

保護者から「学校を休ませたい」と連絡があった場合は、欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策の考え方を説明するとともに、学校運営方針について理解を得るよう努める。その上で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がないなど合理的な理由があると判断する場合には、これまでと同様「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席

した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止」とすることも可能であるが、その判断に当たっては、児童生徒の学びが保障されるよう配慮する。

5 新型コロナワクチンと学校教育活動に関すること

(1) 差別や偏見の防止について

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われているが、ワクチン接種は、強制ではなく個人の判断で接種されるものであることから、ワクチン接種は、児童生徒の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、加えて、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであることを指導するとともに、保護者に対しても理解を求める。

(2) 学校行事等への参加等について

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないことから、児童生徒の学校行事等への参加等（部活動を含む。）に際して、ワクチンの接種等の条件を付すことがないよう教職員に周知徹底する。

(3) ワクチン接種歴の把握について

医療機関等の学校外において実習を行う場合等、何らかの理由で児童生徒等のワクチン接種歴を把握する必要があることも考えられるが、その際には、情報を把握する目的を明確にし、本人や保護者の同意を得た上で他の児童生徒等に知られることのないよう把握の方法を工夫する等、個人情報としての取扱いに十分留意する。また、検査の結果を活用する場合にも同様の取扱いとする。

(4) 児童生徒のワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて

ア ワクチン接種を受ける場合

ワクチンの接種を受ける期日や場所を任意に選択することが困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」に該当すると判断する場合には、出席停止とすることで欠席としない等の柔軟な取扱いをすることができる。

イ 副反応が出た場合等

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合であっても、施行規則の改正に伴い、出席停止とはならず欠席として扱う。

6 高等学校等における通学に関すること

登下校時には、教職員の目が届きづらいこと等から、感染状況が落ち着いている平時も含めて、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合にはマスクの着用を推奨する、帰宅後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行う。

7 生徒指導に関すること

- (1) 「マニュアル」第5章1に基づき、児童生徒の様子を注意深く確認するとともに、精神的に不安定な様子等小さな兆候を見逃さず、きめ細やかな把握に努め、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど心の健康問題に適切に取り組む。
- (2) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する、偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、例えば、保健だよりや生活だより等により正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導する。
- (3) 休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が感染リスクとなりうる。児童生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。

8 学習指導に関すること

- (1) 感染流行時には「マニュアル」第3章3を踏まえ、一時的に感染予防対策を講じて授業を実施する。
- (2) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない児童生徒には、「マニュアル」第4章4を踏まえ、保護者の理解と協力を得ながらICTの活用等により適切に対応する。その際、登校日の設定や電話や電子メールの活用等により学習の状況や成果をきめ細かく把握するよう留意する。

9 学校行事に関すること

地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に感染症対策や工夫を講じる。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行うことが重要である。

(修学旅行等)

令和4年10月7日付け教高第606号「「修学旅行等宿泊を伴う学校行事の実施について」の改訂について」及び令和3年3月23日付け教特第721号「「修学旅行等宿泊を伴う学校行事の実施について」の改訂について」は廃止する。

なお、高等学校において、海外研修（海外修学旅行を含む）の実施を検討する場合、高校教育課への事前の相談は必要ないものとする。

<担当及び連絡先>

- 児童生徒に関すること
 - 義務教育課指導班 電話番号 054-221-3141
 - 高校教育課指導第1班 電話番号 054-221-3114
 - 特別支援教育課指導班 電話番号 054-221-2090

- 保健管理・給食・出席停止・臨時休業に関すること
 - 健康体育課健康食育班 電話番号 054-221-3176

- 部活動に関すること
 - 健康体育課学校体育班 電話番号 054-221-3123

- 就学支援金制度及びキャンセル料等に関すること
 - 高校教育課学校支援班 電話番号 054-221-3111
 - 特別支援教育課企画班 電話番号 054-221-2454

- 教職員の勤務サービスに関すること
 - 教育総務課人事班 電話番号 054-221-3103
 - 義務教育課人事班 電話番号 054-221-3105
 - 高校教育課人事班 電話番号 054-221-3118
 - 特別支援教育課人事班 電話番号 054-221-3150